

有田市議会議員及び有田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び有田市議会議員及び有田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月15日

有田市長 玉 木 久 登

有田市条例第20号

有田市議会議員及び有田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び有田市議会議員及び有田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(有田市議会議員及び有田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)

第1条 有田市議会議員及び有田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

(有田市議会議員及び有田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 有田市議会議員及び有田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。